

## 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項に基づく許可の包括同意基準

(趣旨)

- 1 この基準は、既に建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可（以下、「総合設計による許可」という。）を受けた建築物の敷地内における建築等の際し、形式的審査のみによって、引き続き総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 総合設計による許可を受けた建築物の敷地内における建築等であつて、当該許可において適用された神戸市総合設計制度許可取扱要領（以下、「要領」という。）に示された基準に適合し、かつ、次のいずれかに該当するものを対象とする。
  - (1) 増築であつて、次に掲げる要件に適合するもの
    - イ 増築部分の用途が、自動車車庫、自転車駐車場、専ら防災のために設ける備蓄倉庫、通路上屋のいずれかの用途であること。
    - ロ 増築部分の床面積が、容積率の算定の基礎となる延べ面積（以下「容積対象面積」という。）に算入されないこと。
    - ハ 増築部分の位置が、1 階又は地階のいずれか一方にあつて、要領に規定する公開空地の部分以外の位置であること。
    - ニ 要領に規定する有効緑化面積が従前より減少しないこと。
  - (2) 増築であつて、増築部分の床面積が容積対象面積に算入されず、かつ、増築前の建築物の立面形状に変更が生じないもの
  - (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替であるもの（(1)又は(2)に掲げる増築以外の増築を伴わないものに限る。）

(建築審査会の同意)

- 3 2 に該当するものは、建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、包括同意基準に基づき許可した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。